

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
II-1	<p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 業務運営の効率化</p> <p>(1) 機動的・効率的な組織運営</p> <p>(2) 内部統制の適切な運用</p> <p>(3) 管理会計の活用による経営管理の向上</p> <p>(4) 情報化の推進</p>
当該項目の重要度、難易度	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>III 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>機構は、通則法に基づき、その業務を適正かつ効率的に実施するとともに、社会経済環境の変化に対応しながら、持続的・安定的な経営基盤を確立するため、適切かつ弾力的な業務運営を行うこと。</p>	<p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>独立行政法人として、自ら責任をもって、その業務を適正かつ効率的に実施するとともに、現下の厳しい社会経済環境を踏まえつつ、その変化に対応しながら、独立した経営体として持続的・安定的な経営基盤を確立するため、適切かつ弾力的な業務運営を行う。</p>	<p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>独立行政法人として、自ら責任をもって、その業務を適正かつ効率的に実施するとともに、現下の厳しい社会経済環境を踏まえつつ、その変化に対応しながら、独立した経営体として持続的・安定的な経営基盤を確立するため、適切かつ弾力的な業務運営を行う。</p>			
<p>1 業務運営の効率化</p> <p>効率的な業務運営が行われるよう組織を整備するとともに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを実施すること。</p> <p>このため、民間出身の役職員の活用拡大を行うとともに、積極的な人材投資により職員の経営リテラシーを高め、民間のノウハウを採り入れた実施</p>	<p>1 業務運営の効率化</p> <p>効率的な業務運営を行うため、以下のような取組により、機動的な組織運営を図り、都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じた都市の再生、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保等の業務の実施において、社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、継続的に事務・事業や組織のあり方についての点検を行い、機動的に見直しを行う。</p>	<p>1 業務運営の効率化</p> <p>効率的な業務運営を行うため、以下のような取組により、機動的な組織運営を図り、都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じた都市の再生、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保等の業務の実施において、社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、継続的に事務・事業や組織のあり方についての点検を行い、機動的に見直しを行う。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・効率的な業務運営が行われるよう組織の整備・見直しを適切に実施しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>東日本大震災に係る復興支援について、引き続きピークを迎える震災復興支援事業における体制強化を図りつつ、都市再生事業、賃貸住宅事業等においても効率的、効果的な事業推進を図るため組織体制の見直しを実施した。</p> <p>千葉ニュータウン北環状線事業に関</p>

<p>体制の構築を図ること。 また、技術研究所を将来的に独立行政法人建築研究所に移管することを検討し、平成 26 年中に結論を得ること。</p>					<p>するコンプライアンス事案に係る再発防止策への着手やコンプライアンス研修の実施等、コンプライアンス等に係る職員の意識向上、周知徹底等に取り組んだ。また、「内部統制の推進に関する取組方針」の策定及びこれに基づく取組を実施したほか、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等、内部統制の一層の充実・強化を図った。</p>
	<p>(1) 機動的・効率的な組織運営</p> <p>政策目的の実現並びに独立の経営体としての採算性の確保、経営効率の向上を図るとともに、東日本大震災の復興支援に係る体制の更なる強化を行いつつ、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に対応した業務の効率化、スリム化に即した組織の整備を行う。</p> <p>① ニュータウン事業等の新規に事業着手しないこととされた業務については、業務の縮小に伴い、当該業務に係る要員、事務所等を削減し、その組織体制の縮小を図る。</p> <p>② 民間出身の役職員の活用拡大を行うとともに、積極的な人材投資により職員の経営リテラシーを高め、民間のノウハウを取り入れた実施体制の構築を図る。</p> <p>③ 技術研究所を将来的に独立行政法人建築研究所に移管することを検討し、平成 26 年中に結論を得る。</p> <p>④ 給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などによる管理部門のスリム化を検討する。</p>	<p>(1) 機動的・効率的な組織運営</p> <p>政策目的の実現並びに独立の経営体としての採算性の確保、経営効率の向上を図るとともに、東日本大震災の復興支援に係る体制の更なる強化を行いつつ、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に対応した業務の効率化、スリム化に即した組織の整備を行う。</p> <p>① ニュータウン事業等の新規に事業着手しないこととされた業務については、業務の縮小に伴い、当該業務に係る要員、事務所等を削減し、その組織体制の縮小を図る。</p> <p>② 民間出身の役職員の活用拡大を行うとともに、積極的な人材投資により職員の経営リテラシーを高め、民間のノウハウを取り入れた実施体制の構築を図る。</p> <p>③ 給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などによる管理部門のスリム化を引き続き検討する。</p>		<p>東日本大震災に係る復興支援について、引き続きピークを迎える震災復興支援事業における体制強化を図りつつ、都市再生事業、賃貸住宅事業等においても効率的、効果的な事業推進を図るため組織体制の見直しを実施した。</p> <p>①ニュータウン事業等の新規に事業着手しないこととされた業務については、当該業務に係る要員等を削減し、その組織体制の縮小を図るとともに、土地の供給・処分を促進するため、組織体制の見直しを行った。</p> <p>②職員の経営リテラシーを高め、民間のノウハウを取り入れた実施体制の構築を図るため、引き続き、積極的な人材投資を行うとともに、民間出身の役職員の活用を行った。</p> <p>③旅費計算及び収入支出等、経理関連業務の一部において段階的に導入することとしているアウトソーシングについて、課題の解消を図りつつ、対象組織の拡大に向けた取組を実施した。</p>	<p>管理会計の活用により、引き続き経営管理の精度向上に取り組むとともに、部門別の財務情報等を適切に作成し、公表した。</p> <p>研修等による役職員への啓発や受信メールの対策等、適切なセキュリティ対策の推進に取り組んだ。</p> <p>これらを踏まえ、B評価とする。</p>

	<p>(2) 内部統制の適切な運用</p> <p>総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として国土交通省独立行政法人評価委員会に通知した事項等を参考にしつつ、全職員を対象とした外部専門機関による法令遵守研修の実施、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等の取組により、内部統制の一層の充実・強化を図る。</p>	<p>(2) 内部統制の適切な運用</p> <p>独立行政法人として、社会的な信頼に込めていくため、業務の適正な実施が求められていることを職員1人1人が常に意識して取り組むことが重要であり、引き続き、コンプライアンス等に係る職員の意識向上、周知徹底等を図っていく。また、千葉ニュータウン北環状線事業に関するコンプライアンス事案を受け、平成28年7月11日に公表した再発防止策に取り組んでいく。さらに、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として国土交通省独立行政法人評価委員会に通知した事項等を参考にしつつ、全職員を対象とした外部専門機関による法令遵守研修の実施、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等の取組により、内部統制の一層の充実・強化を図る。</p>		<p>コンプライアンス等に係る職員の意識向上、周知徹底等に関し、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 千葉ニュータウン北環状線事業に関するコンプライアンス事案を受け、平成28年7月11日に公表した再発防止策の全てに着手。 理事長を委員長とするコンプライアンス委員会において、コンプライアンス実践状況の確認等を実施。 役職員の内部統制意識向上のため、全職員を対象とした外部講師を招いたコンプライアンス研修及びイントラネットを活用した研修を実施。 <p>内部統制の一層の充実・強化を図るため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構の重要な意思決定においては、全役員で構成される理事会で審議。 事業ごとのリスクを意識しながら、リスクマネジメントを実施。 「内部統制の推進に関する取組方針」の策定及びこれに基づく取組を実施。 <p>内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上を図った。</p> <p>監事監査において、内部統制システムの整備とその運用状況等について監査があり、監事監査報告がまとめられ報告した。</p>	
	<p>(3) 管理会計の活用による経営管理の向上</p> <p>経営情報をより適時適切に把握する等、機構の経営管理・活動管理の強化を図るため、管理会計を活用する。</p>	<p>(3) 管理会計の活用による経営管理の向上</p> <p>機構の経営管理・活動管理の強化を図るため、部門別及び圏域・地区別の執行管理の推進に努め、管理会計の一層の充実を図る。</p>		<p>管理会計を活用し、部門別及び圏域・地区別の経営情報を適時適切に把握することにより、引き続き経営管理の徹底に努めるとともに、経営管理・活動管理の状況について、部門別の財務情報等を作成・公表した。</p> <p>また、研修の実施等により、経営管理に対する意識の更なる強化に取り組</p>	

				<p>んだ。</p>	
	<p>(4) 情報化の推進</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」(平成25年6月10日情報セキュリティ政策会議決定)等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>また、公共サービス改革法に基づき、「公共サービス改革基本方針」(平成24年7月20日閣議決定)において市場化テストの対象と定められたOA用情報システムの運用管理業務について民間競争入札を実施し、決定した事業者に当該システムを安全かつ円滑に運用させ、安定的、効率的なシステム稼働を維持するとともに、当該事業者による業務の実施状況の検証を行う。</p>	<p>(4) 情報化の推進</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」(平成27年9月4日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。特に、情報セキュリティ対策の更なる強化が求められている情勢を踏まえ、外部専門機関によるシステム脆弱性検査やペネトレーションテスト等の高度な検査等、情報セキュリティ水準の向上に資する取組を実施する。</p> <p>また、公共サービス改革法に基づき、「公共サービス改革基本方針」(平成24年7月20日閣議決定)において市場化テストの対象と定められたOA用情報システムの運用管理業務について民間競争入札に係る手続を実施する。</p>		<p>機構の情報セキュリティ水準の向上に資する主な取組として、以下の事項を実施した。</p> <p>①機構ホームページ等の改ざんや情報漏えい等を防止するため、外部専門機関によるシステム脆弱性検査及びペネトレーションテストを実施。</p> <p>②近年深刻な脅威とされる標的型攻撃メールに対する役職員等の意識向上策として、機構内の全パソコン利用者に対し、標的型攻撃メール訓練を2回実施。</p> <p>③攻撃メール受信について、気づきの機会を増やすため、全役職員等宛てにメール送信することによる注意喚起を実施。</p> <p>④階層別研修等において情報セキュリティに関する研修を実施。</p> <p>⑤外部からの添付ファイル付き受信メールのうち、パスワード未設定のzip形式ファイルを自動削除する機能を導入。</p> <p>⑥「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定)の改正を踏まえた情報セキュリティポリシーの改正。</p> <p>⑦情報セキュリティインシデントに対応するCSIRT(シーサート:Computer Security Incident Response Team)体制を構築。</p> <p>公共サービス改革法に基づき、「公共サービス改革基本方針」(平成24年7月20日閣議決定)において市場化テストの対象と定められたOA用情報システムの運用管理業務について、民間競争入札に係る手続を実施し、事業者を決定した。</p>	

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
II-2	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 2 適切な事業リスクの管理等 (1) 事業リスクの管理 (2) 事業評価の実施
当該項目の重要度、難易度	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	2 適切な事業リスクの管理等 (1) 事業リスクの管理 機構が、地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生のための事業を進めるに当たっては、事業リスクの把握・管理、及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行うこと。	2 適切な事業リスクの管理等 (1) 事業リスクの管理 機構が参画することにより、地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生のための事業を推進させる際には、的確な事業リスクの把握・管理を行うことが必要であり、採算性を考慮した上で、以下の取組を徹底する。	2 適切な事業リスクの管理等 (1) 事業リスクの管理 的確な事業リスクの管理を行うため、平成28年度においては、以下の取組を引き続き実施・徹底する。	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・事業リスクの把握・管理、及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行っているか。 ・事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、適切に事業評価を実施しているか。	<主要な業務実績>	<評定と根拠> 評価： B 新規事業着手段階の18地区すべての地区において、事業リスク管理手法に基づいて、リスクの抽出・分析等を行い、予めリスク分担や軽減策を検討する等、事業着手の可否についての判断を着実に実施した。 また、事業実施段階の240地区すべての地区において、事業執行管理調書を作成し、リスクの定期的管理を行い、うち101地区で事業の見直しを実施した。
		① 新規事業の着手に当たっては、機構が負うこととなる事業リスクについて、事業期間、地価、工事費、金利等の変動リスクを十分に踏まえた経営計画等を策定の上で、事業着手の可否を判断する。	① 新規事業の経営計画等の策定に際しては、以下の方法により個別事業毎に事業リスクへの対策をとることとする。 イ 事業リスクの抽出 事業期間中に発生する可能性のある、事業期間、地価、工事費等の変動リスクを抽出する。 ロ 事業リスク軽減方策とリスク分担の検討		① 新規事業着手段階の18地区すべての経営計画等の策定に際して、事業リスク管理手法に基づいて、事業中に発生する可能性のあるリスク抽出とその軽減・分担方策の検討、正味現在価値の算出等を踏まえた経営計画を策定し、事業着手の可否について判断を行った。	事業評価については新規採択時評価6件、再評価13件、事後評価3件を実施した。うち、再評価及び事後評価においては、事業評価監視委員会の審議を経て、評価結果を公表した。 これらを踏まえ、B評価とする。

		<p>抽出したリスクに対して、軽減するための措置を検討するとともに、リスクの種別等に応じて地方公共団体、民間事業者等との適切なリスク分担を図る。</p> <p>ハ 経営計画等の策定</p> <p>正味現在価値の算出等により、機構が負うこととなる事業リスクを踏まえた経営計画等を策定し、事業着手の可否について判断する。</p> <p>デシジョンツリーの作成により、事業見直しの基準とリスクの発生が予想される時期等を明確にし、その時期において必要に応じ事業計画の見直しを行うことができる計画とする。</p>			
	<p>② 事業着手後においても、事業を実施中のすべての地区において、毎年、定期的な事業リスクの管理を行うことと併せて、土地取得・事業計画策定・工事着工・土地譲渡等の事業の各段階に応じて、採算見直し、事業リスクを定量的に把握することとし、適宜、その精度の向上を図るために事業リスクの管理手法等の見直しを行う。必要に応じて事業の見直しを行い、特に不採算事業については、徹底的な見直しを行う。</p>	<p>② 事業の実施に当たっては、引き続き、事業資産の販売先の早期確定、民間との共同事業化等、事業リスクを軽減するための措置を可能な限り講ずる。</p>		<p>② 事業実施に当たっては、事業資産の販売先の早期確定や関係者との適切な役割分担を中心にリスクの軽減策を講じた。</p>	
		<p>③ 事業実施中のすべての地区において、事業執行管理調書を用いて、定期的な採算見直し、事業リスクのモニタリングを行い管理する。また、デシジョンツリーにおいて示された土地取得・資金調達・事業計画策定・工事着工・土地譲渡等の事業の各段階に応じ、事業リスクを引き続き定量的に把握して管理する。その結果、事業見直しが必要と判断される地区については、事業見直しを行い、特に不採算事業については、徹底的な</p>		<p>③ 事業実施段階のすべての地区（平成28年4月1日時点：240地区）において、事業リスク管理手法に基づき、事業執行管理調書を作成し事業リスクの定期的管理を行い、これを踏まえて、101地区の事業見直しを行った。</p>	

		見直しを行う。 また、事業見直しの可能性を十分考慮し、見直しを行う必要性の有無を確認する時期を予め明確にするとともに、その基準を個々に定める進め方とする。			
<p>(2) 事業評価の実施</p> <p>事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、事業評価を実施すること。</p>	<p>(2) 事業評価の実施</p> <p>個別事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、引き続き、機構独自の実施要領等に基づき、新規、事業中及び事後の実施段階に応じて、対象となる事業毎に事業の必要性、費用対効果、進捗の見込み等について評価を行い、必要に応じて事業の見直しを行うほか、継続が適当でない場合には事業を中止する等の対応方針を定める。</p> <p>また、再評価及び事後評価の実施に当たっては、学識経験者等の第三者から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>評価結果及び審議の結果を踏まえた機構の対応方針については、これをホームページに公表することにより、事業の透明性の確保を一層推進する。</p> <p>なお、都市再生事業の再評価を実施する際には、引き続き、都市再生事業実施基準の趣旨を踏まえ、地方公共団体及び民間事業者との役割分担を徹底した上で、リスク管理や事業中止の判断等を適切に行い、その再評価結果については、新規採択時評価と同程度の評価内容をホームページに公表する。</p>	<p>(2) 事業評価の実施</p> <p>個別事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、引き続き、機構独自の実施要領等に基づき、新規、事業中及び事後の実施段階に応じて、対象となる事業毎に事業の必要性、費用対効果、進捗の見込み等について評価を行い、必要に応じて事業の見直しを行うほか、継続が適当でない場合には事業を中止する等の対応方針を定める。</p> <p>また、再評価及び事後評価の実施に当たっては、学識経験者等の第三者から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>評価結果及び審議の結果を踏まえた機構の対応方針については、これをホームページに公表することにより、事業の透明性の確保を一層推進する。</p> <p>なお、都市再生事業の再評価を実施する際には、引き続き、都市再生事業実施基準の趣旨を踏まえ、地方公共団体及び民間事業者との役割分担を徹底した上で、リスク管理や事業中止の判断等を適切に行い、その再評価結果については、新規採択時評価と同程度の評価内容をホームページに公表する。</p>		<p>新規採択時評価6件、再評価13件、事後評価3件を実施した。</p> <p>新規採択時評価においては、「事業の目的及び機構参画の意義」「政策効果分析」「事業を実施することによる効果・影響」「実施環境」の4つの観点から評価を行った。</p> <p>再評価及び事後評価においては、学識経験者等の第三者から構成される事業評価監視委員会の審議の結果を踏まえ、機構の対応方針を決定し、評価結果と併せて公表した。</p>	

<p>4. その他参考情報</p> <p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)</p> <p>無し</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
II-3	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 3 一般管理費・事業費の効率化 4 総合的なコスト削減の実施
当該項目の重要度、難易度	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費について、平成25年度と平成30年度を比較して5%程度に相当する額を削減(計画値)	5%程度	—	—	—	—	—	5%程度	—
一般管理費について、平成25年度と平成30年度を比較して5%程度に相当する額を削減(実績値)	—	—	4.97%	4.67%	4.72%	—	—	—
達成率	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	<p>3 一般管理費・事業費の効率化</p> <p>一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、第二期中期目標期間の最終年度（平成 25 年度）と中期目標期間の最終年度（平成 30 年度）を比較して 5% 程度に相当する額を削減すること。</p> <p>また、事業費については、引き続き、事業の効率的な執行によるコスト改善を図ること。なお、ニュータウン事業等の経過措置業務については、中期目標期間中の供給・処分完了に向けた取組を促進し、都市再生事業・賃貸住宅事業については、多様な民間連携手法を活用し、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分すること。</p>	<p>3 一般管理費・事業費の効率化</p> <p>一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、中期目標期間に想定される消費増税による増加分を経営合理化により吸収した上で、第二期中期目標期間の最終年度（平成 25 年度）と中期目標期間の最終年度（平成 30 年度）を比較して 5% 程度に相当する額を削減する。</p> <p>また、事業費については、引き続き、事業の効率的な執行によるコスト改善を図る。なお、ニュータウン事業等の経過措置業務については、中期目標期間中の供給・処分完了に向けた取組を促進し、都市再生事業・賃貸住宅事業については、多様な民間連携手法を活用し、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分する。</p>	<p>3 一般管理費・事業費の効率化</p> <p>一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、中期計画に掲げた目標の達成に向け、削減を行う。</p> <p>また、事業費については、引き続き、事業の効率的な執行によるコスト改善を図る。なお、ニュータウン事業等の経過措置業務については、中期目標期間中の供給・処分完了に向けた取組を促進し、都市再生事業・賃貸住宅事業については、多様な民間連携手法を活用し、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、第二期中期目標期間の最終年度（平成 25 年度）と中期目標期間の最終年度（平成 30 年度）を比較して 5% 程度に相当する額を削減</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>・一般管理費・事業費の効率化について、適切な経費削減及びコスト縮減等を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>一般管理費については、事務所の維持管理費の削減等、日常的な経費の一層の節減に全社的に取り組む等により、平成 25 年度比 4.72% の削減を行った。</p> <p>また、事業費については、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分するとともに、引き続き事業コストの縮減、賃貸住宅管理コストの削減及び不採算事業の見直し等、事業の効率的な執行によるコスト改善に取り組んだ。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>一般管理費については、日常的な経費の一層の節減を全社的に取り組んだこと等により、平成 25 年度比 4.72% の削減を実現した。</p> <p>また、事業費については、政策的意義が高い事業や収益改善効果が高い事業に重点的に配分するとともに、事業の効率的な執行によるコスト改善を着実に実施した。</p> <p>外部調達コストの削減については、リバースオークション方式、フレックス工期制度、発注の平準化等の拡大適用及び賃貸住宅修繕工事の部品・仕様の見直しにより、外部調達コストの低減を図る取組を展開し、リバースオークションについては、物品等の調達案件において 35 件実施し、予定価格計約 18.5 億円に対し、計約 7.9 億円（削減率 42.6%）のコスト削減を実現した。不調・不落率については、15.3% となった。</p> <p>これらを踏まえ、B 評価とする。</p>
	<p>4 総合的なコスト削減の実施</p> <p>事業コストの削減については、コスト構造の改善に関するプログラム等を策定の上、それに基づき総合的なコストの削減を行うとともに、外部調達コストの一層の削減に取り組むこと。これらにより与えられた条件の下でコストの最小化とサービスの最大化を図ること。</p>	<p>4 総合的なコスト削減の実施</p> <p>平成 24 年度までの「都市機構事業コスト構造改善プログラム（平成 20 年度策定）」に基づき、設計・積算に当たっての規格や発注方式の見直し等コスト構造の改善に継続して取り組むとともに、国の動向を踏まえ新たなプログラム等を策定し、具体的な施策を着実に推進する。</p> <p>また、入札等に当たっては、価格交渉方式の導入や総合評価方式の見直し等、応札者の価格低減余地を引き出す運用を拡大し、外部調達コストの一層の削減に取り組む。</p> <p>更に、賃貸住宅事業については、仕</p>	<p>4 総合的なコスト削減の実施</p> <p>平成 24 年度までの「都市機構事業コスト構造改善プログラム（平成 20 年度策定）」に基づき、設計・積算に当たっての規格や発注方式の見直し等コスト構造の改善に継続して取り組むとともに、国の動向を踏まえ新たなプログラム等を策定し、具体的な施策を着実に推進する。</p> <p>また、入札等に当たっては、価格交渉方式の実施や総合評価方式の見直し等、応札者の価格低減余地を引き出す運用及びフレックス工期による契約方式の導入により事業者間の競争を促進する運用を推進することにより、品質</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>・事業コストの削減について、総合的なコストの削減を実施するとともに、外部調達コストの一層の削減に取り組んでいるか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>コスト構造改善プログラムに基づき以下の取組を行った。</p> <p>①事業のスピードアップ 「周辺基盤整備完了前の土地の早期販売」等</p> <p>②計画・設計・施工の最適化 「大規模発注方式」（大括り化による発注方式）等</p> <p>③維持管理の最適化 「長寿命化によるライフサイクルコスト構造の改善」等</p> <p>外部調達コストの一層の削減方策として、以下の取組を行った。</p>	<p>これらを踏まえ、B 評価とする。</p>

	<p>様の精査や発注方法を見直すこと等（一部修繕工事へのリバースオークション方式や発注方法の大括り化、並びに修繕コストの透明化の試行実施等）による修繕費支出の抑制等により、コスト削減を行う。</p>	<p>等価格以外の要素にも留意しつつ、外部調達コストの一層の削減に取り組む。</p> <p>更に、賃貸住宅事業については、仕様の精査や発注方法を見直すこと等（一部修繕工事へのリバースオークション方式や発注方法の大括り化、並びに修繕コストの透明化の試行実施、耐久性の高い部材の活用等）による修繕費支出の抑制等により、コスト削減を行う。</p>		<p>① リバースオークション方式を物品等の調達案件において 35 件実施し、予定価格計約 18.5 億円に対し、計約 7.9 億円（削減率 42.6%）のコスト削減を実現した。</p> <p>② 事業者間の競争を促進し、入札不調・不落の改善を図るため、フレックス工期制度の適用案件を拡大して、事業者が参加しやすい環境整備を促進した。</p> <p>③ 相対的に見て調達環境の良い上半期へ発注を平準化し、事業者の受注意欲向上を図る取組を実施した。</p> <p>④ 定期的(年 3 回)にホームページで事前公表している発注予定情報に加え、より詳細な公募情報を可能な限り公表する取組を実施した。</p> <p>⑤ 総合評価方式入札の一部において、他の公共機関での同種工事の実績も評価し、新規事業者の参入を促す取組について、適用案件を拡大し実施した。</p> <p>これらにより、不調・不落率については、15.3%となった。</p> <p>また、昨年度と同様にコスト削減に関する役職員の意識向上を図る目的で、「YYサイト」（社内イントラネット）上で機構等の調達に関する情報を発信した。</p> <p>賃貸住宅事業については、以下のとおり、コスト削減を着実に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様の改善として、キッチン備品等の見直し等の修繕仕様の合理化等を行った。また、高機能クロスを採用することで、張替の頻度が下がる等ライフサイクルコストの改善に繋がる仕様改善を行った。小規模修繕工 	
--	---	--	--	---	--

					<p>事において、履行開始後VE方式オープンブックに準じた抽出調査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注方法の見直しとして、フレックス工期の適用拡大、外壁・耐震改修工事修繕工事等の発注方法の大括り化、新たな総合評価方式の試行実施及び発注時期の平準化を行い、競争参加者増を図った。(一部再掲) 	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報	
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)	
無し	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
II-4	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 5 入札及び契約の適正化の推進
当該項目の重要度、難易度	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	<p>5 入札及び契約の適正化の推進</p> <p>機構は国の財政支出や財政投融资を用いて多額の契約を行い公共事業を実施していることから事業の実施において、機構に対する信頼性が確保されるよう、法令順守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図るとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施すること。</p> <p>また、引き続き入札談合等関与行為の防止対策を徹底するとともに、監事による監査において、入札・契約の適正な実施について監査を受けること。</p>	<p>5 入札及び契約の適正化の推進</p> <p>入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為の排除の徹底等を推進し、公共事業を実施する者としての信頼性が確保されるよう、法令順守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図るとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、毎年度「調達等合理化計画」を策定、公表の上、着実に実施する。また、当該計画の取組状況について、年度終了後に自己評価を行い、併せてその結果についての公表を行う。</p> <p>更に、入札談合等関与行為を確実に防止する観点から、当該行為の防止対策について引き続き研修を実施する等の取組を行うとともに、必要に応じ更なるコンプライアンスの推進や入札及び契約手続の見直し等を実施することで、防止対策の徹底を図る。</p> <p>また、入札・契約の適正な実施について、監事の監査によるチェックを受けるものとする。</p>	<p>5 入札及び契約の適正化の推進</p> <p>入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為の排除の徹底等を推進し、公共事業を実施する者としての信頼性が確保されるよう、法令順守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図る。</p> <p>また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、「調達等合理化計画」を策定、公表の上、着実に実施するとともに、その取組状況について、年度終了後に自己評価を行い、併せてその結果についての公表を行う。</p> <p>更に、入札談合等関与行為を確実に防止する観点から、当該行為の防止対策について引き続き研修を実施する等の取組を行うとともに、必要に応じ更なるコンプライアンスの推進や入札及び契約手続の見直し等を実施することで、防止対策の徹底を図る。</p> <p>また、入札・契約の適正な実施について、監事の監査によるチェックを受ける。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>「調達等合理化計画」を着実に実施するとともに、法令順守及び契約の適正性を確保するための取組を実施しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1 法令順守及び契約の適正性を確保するための体制強化の取組</p> <p>・ 契約業務に携わる人材の育成・強化の観点から、契約手続に係るマニュアル類の整備（契約ハンドブック、イントラネット版契約マニュアルの更新等）を実施するとともに、契約業務研修を実施した。</p> <p>2 「調達等合理化計画」の着実な実施</p> <p>・ 下記のとおり「調達等合理化計画」を着実に実施した。自己評価にあたっては監事及び外部有識者によって構成される契約監視委員会において点検を実施した。</p> <p>(1) 調達コスト削減に係る取組</p> <p>① 賃貸団地における共用部の電力契約 9,576 件について、一般競争入札を実施した（平成 28 年 10 月から供給開始）。平成 28 年 10 月から平成 29 年 3 月の電力コストは 12.3 億円となり、前年同月間と比べ 3.1 億円（削減率 20.1%）のコスト削減を実現した。</p> <p>② リバースオークション方式を物品等の調達案件において 35 件実施し、予定価格計約 18.5 億円に対し、計約 7.9 億円のコスト削減を実現した。</p> <p>(2) 競争性確保に係る取組</p> <p>① 一者応札・応募が 2 回連続して発生した案件について計 100 件のフォローアップ票を作成し、改善に係る検討結果をホームページで公</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：C</p> <p>契約手続に係るマニュアル等の整備等を行い、法令順守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を実現した。</p> <p>「平成 28 年度調達等合理化計画」については、本計画で定めた、賃貸団地における共用部の電力コスト削減等の取組、フレックス工期制度等により入札不調・不落を抑制する取組、契約業務研修の実施、「発注者綱紀保持マニュアル」の策定等の事項を着実に実施した。また、本計画の自己評価にあたっては監事及び外部有識者によって構成される契約監視委員会において点検を実施した。</p> <p>調達等合理化計画に基づき、入札談合等関与行為の防止に係る取組として、研修等を実施したところであるが、ニュータウン事業の物件移転補償契約に関する補償費の再算定業務及び賃貸住宅事業の保全工事に関するコンサルタント業務の発注手続きにおいて内規違反事案が発生した。</p> <p>事案の発生を重く受け止め、不正行為を未然に防止するための入札手続の見直し（機構支援業務（コンサルタント業務）における「入札書提出後の予定価格作成」及び「入札書と技術提案書の同時提出」）、規範意識の向上を図るための研修の実施等の再発防止策に取組むこととした。</p> <p>入札及び契約の適正な実施について監事の監査によるチェックを受けた。</p>

					<p>表した。また、契約監視委員会において点検を実施し(計4回)、審議概要をホームページで公表した。</p> <p>②機械式駐車装置保守点検業務について次回発注時に取組む1者応札対応方針(※)を策定した。</p> <p>※新規受注者の実績を踏まえた安全性の検証、公募条件の再度の検討を実施した。</p> <p>(3)少額契約に係る合理的な調達 の推進</p> <p>①少額契約のうち、予定価格30万円以上の案件650件について、平成23年度から実施しているオープンカウンター方式を引き続き実施することにより、予定価格計6.4億円に対し計2.6億円(削減率40.3%)のコスト削減を実現した。</p> <p>②少額契約に係る受注機会の配慮を目的として障害者就労施設等からの調達を推進し、73件、契約額計1,375万円の調達を実施した。</p> <p>(4)品質等価格以外の要素に留意する取組</p> <p>①公共工事の品質確保とその担い手確保を実現するため、適正な施工体制確保、市況に応じた適切な予定価格の設定、ダンピング防止、社会保険未加入事業者対策の取組を実施した。</p> <p>②フレックス工期制度の導入等により、入札不調・不落を抑制した。平成28年度における入札不調・不落率は15.3%となった。</p> <p>(5)新たに締結する随意契約及び随意契約を継続して締結する場合における内部統制の確立</p>	<p>これらを踏まえ、C評価とする。</p>
--	--	--	--	--	--	------------------------

					<p>随意契約の締結にあたっては、各本部等に設置された契約審査会等において、契約の必要性及び契約予定金額の妥当性について検証を実施した。上記に加え、新たに締結する随意契約については契約監視委員会の場で点検を受けた。</p> <p>競争性のない随意契約は真にやむを得ないものについて適用した。</p> <p>(6) 契約手続ミス等不祥事の発生防止及び発生時の対応 以下の取組を実施した。</p> <p>① 契約手続に係るマニュアル類を更新した。</p> <p>② 契約業務に係る研修を 51 回実施し、出席者はのべ 1,606 名となった。本社主催の研修において受講者にアンケートを実施し、効果測定及び課題等を把握した。次年度の研修計画の検討に着手した。</p> <p>③ 発注事務に係る情報管理手続、事業者との応接方法の適正化、規程抵触事実があった場合の対応方法、不当な働きかけを受けた場合の対応方法等を規定した「発注者綱紀保持規程」の周知徹底を実施した。また、「発注者綱紀保持規程」を実務に即し解説した「発注者綱紀保持マニュアル」の策定及び周知を行った。</p> <p>④ 談合疑義案件は確認されていないが、談合疑義案件が発生した場合に備え、研修を実施した。</p> <p>⑤ ニュータウン事業の物件移転補償契約に関する補償費の再算定業務及び賃貸住宅事業の保全工事に関するコンサルタント業務の発注手続における内規違反事案の発生を受け、再発防止策として、</p>	
--	--	--	--	--	---	--

					<ul style="list-style-type: none"> ・不正行為を未然に防止するための入札手続の見直し（機構支援業務（コンサルタント業務）における「入札書提出後の予定価格作成」及び「入札書と技術提案書の同時提出」） ・再発防止を徹底するため業務実施にあたっての留意点を明記した業務連絡の発信 ・契約手続に関して判断に迷った場合に参照する「契約事例集」（前例集）の更新 ・規範意識の向上を図るための研修の実施 ・発注者として役職員が取るべき具体的な対応等を記載した「発注者綱紀保持マニュアル」の策定及び周知 ・首都圏地域の契約審査業務の体制強化のため担当課長を設置 ・不正兆候の確認及び職員の意識向上のため実施している入札状況等に関する事後的分析の対象の拡大に取り組むこととした。 <p>3 入札談合等関与行為の確実な防止 以下の取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「発注者綱紀保持マニュアル」の策定及び周知を行った。 （2（6）③再掲） ・談合防止研修を実施した（公正取引委員会講師を招聘）。 （2（6）④再掲） ・発注手続きに係る内規違反事案の発生に対し、再発防止策に取り組むこととした。（2（6）⑤再掲）。 <p>4 入札及び契約の適正な実施について 監事の監査によるチェックを受けた。</p>	
--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

なし